

# いのちと健康まもる道センターにゆーす

いの健道センターが北海道労働局と懇談要請

## 「いじめ・嫌がらせ」14年間労働相談のトップ

2月6日、いの健北海道センターは、北海道労働局と懇談要請行動を行いました。

昨年末、労働局に提出した要請書についての回答を受け、質疑応答を行いました。

いの健センターからは細川 誉至雄理事長、島田度副理事長、竹田吉宏副理事長、吉田玲英事務局次長、河村亘事務局次長、安彦裕介理事、木村俊二理事、木幡秀男事務局長の8名が参加しました。

要請内容は①長時間労働の



要請書を手渡す細川理事長

## 削減対策について②ハラスメントについて③過労死等労災申請の結果について④アスペクト対策について⑤労災職業病の発生状況について⑥労働行政の充実・強化についての6項目について行いました。

削減対策について②ハラスメントについて③過労死等労災申請の結果について④アスペクト対策について⑤労災職業病の発生状況について⑥労働行政の充実・強化についての6項目について行いました。

## 過重労働による健康障害防止は行政の重点

36協定の届出は令和5年8月6日、639件、令和6年8月7日、940件との回答でした。労働者代表は届出書にある代表者の役職名をチェックして、不備がある場合は再提出を指導しているとの回答でした。

長時間労働、過重労働による健康障害防止は労働基準行政の重点として取り組んでいる、月の時間外休日労働が80時間を超える事業所に指導を行っている、取引慣行などでも長時間労働が発生する場合もあり、厚労省のホームページの活用を促している。過労死

等対策推進月間、過重労働解消キャンペーンも行っているとの回答でした。ハラスメントについては令和6年度に労働相談が約35,349件の内23.8%いじめ嫌がらせで14年連続最多となっている。相談体制強化については、本省に要望しているとの回答しました。

NO.495  
2026. 3. 1  
認定NPO法人  
働く人びとのいのちと健康をまもる  
北海道センター

〒003-0803  
札幌市白石区菊水  
3条3丁目2-40  
011-825-4032  
FAX : 825-4040  
E-mail:hchs  
@snow.px.to

等対策推進月間、過重労働解消キャンペーンも行っているとの回答でした。ハラスメントについては令和6年度に労働相談が約35,349件の内23.8%いじめ嫌がらせで14年連続最多となっている。相談体制強化については、本省に要望しているとの回答しました。

対策として「明るい職場応援団」などのサイトの周知を事業主、労働者双方におこなう、毎年12月のハラスメント撲滅月間等の周知・啓発を行っているとの回答でした。

## 精神障害認定と求められる労基署調査委員の質向上

過労死等労災申請の結果について、脳・心臓疾患での過労死の請求に対し支給決定が減少した理由については明確な回答はありませんでした。

精神障害の労災支給決定については、関係者からの聴取日程調整や調査内容とりまとめに日数がかかり、決定までに時間がかかっているとの回答でした。精神障害発症の要

因となる「出来事」については、5位までの統計しかとっていないとのことでした。アスペクト対策では、アナライザーの使用実績は令和6年度5件で、アナライザーが製造販売終了したことを受け、代替えの対応は検討中、労災を受給していない建設従事者の石綿救済法適用者への給付金制度の周知については、ホームページのほか、独自には個人情報開示の際に給付金制度説明のパンフレットを郵送しているとの回答でした。

建物解体時の事前審査状況については令和4年より電子システムによる報告を義務化、適切な対策を取るよう指導を行うとの回答でした。

労災職業病の発生状況では、令和7年12月末の時点死亡48件（前年比+1件）、発生件数7,038件（統計資料前年比+45件）という状況。事故別では交通事故、転倒、激突などが増加している。コロナ禍以降、3次産業の活性化

が要因でもあると考えると報告されました。60歳以上の高齢労働者は、死傷病者に占める割合が33.7%と高く、安全衛生法の改定で高齢労働者の労災防止推進が定められたことも受け、労働局でも重点課題として高齢労働者の安全衛生確保との取り組みを進めていくとの回答でした。

労働行政の充実・強化については、労働局職員、監督署職員の員数等についての回答はありませんでした。労働局職員、監督署職員の増員については引き続き本省に要望したいと回答されました。

精神障害に関わる調査官の研修の充実、時間外労働上限規制緩和への懸念については本省に報告するとの回答に留まりました。（質疑は2面）

2026 国際女性デー 全道集会

2026年 3月8日 12時50分  
共済ホール 13時20分  
北海道札幌市中央区北4条西1丁目

オープニング「リコーダー・古楽の仲間」による演奏

記念講演 排外主義は何をこわすか  
～差別と偏見の現場取材して～

講師 安田 浩一さん

NO!ヘイト NO!WAR

2026 国際女性デー全道集会実行委員会

労働局職員も法制度の不十分さを吐露

# ハラスメント対策法強化が必要

(1面続き)

懇談の中で参加者から以下のような質問、意見が出されました。

問① 36協定に関わって、労働者代表選出の届出に疑義が生じた場合の対応はどうしているか？

回答 疑問を感じる申請内容について不備などはその場で質問を投げかけ判断するようにしている。

問② 増加している精神疾患について調査員の体制(研修、人員)はどのような体制になっているのか？

回答 本省での研修のほか、模擬事例を使ったベテランや経験の浅い人を交えたグループディスカッションなどを行っている。

問③ 調査を担当する調査官はどれくらい経験年数を積んで調査に当たっているのか？

回答 人事異動があるので、一概には言えないが、なるべく経験の平準化を図っていききたいと考えている。

問④ 経験的に80時間を超える時間外、休日労働の指導事業所では、実際の労働時間とタイムカードの打刻時間に乖

離がある事例があると感じているが、そうした場合の指導はどうしているか？

回答 タイムカード記録のほかに、会議の記録など時間を記した記録を照合して、実際と違うケースなど詰めていく。また実際に労働者に労働時間を聴くなどで実態の調査を行う。改善が必要な事業所には経年的に調査指導を行う場合もある。

問⑤ 精神障害による労災申請で、上司によるパワハラは5割程度認定されるが、同僚とのトラブルなどは認定率が低い。どのような調査が行われているのか？

回答 実際に当該職場の同僚等に事実関係などの聴取を行うが、いじめなどの事実関係が認定されたかどうか、認定の境界になっていると思われる。

問⑥ 中小企業のハラスメントについて、相談窓口担当者がハラスメントの当事者のため、申請をあきらめる事例も、相談の中では見受けられる。中小企業への対策、啓蒙など検討すべきではないか。

あと公務の非正規労働者か

らの相談もあるが、労働局としての対応はあるのか？

回答 そうした相談も寄せられていて、事業所に向向いて聴取するが、現行法ではハラスメントを断罪することは困難なため、法的な権限が強化できれば良いと考える。

非正規の公務員は地公災の管轄なので、労働局の事案には含まれない。

問⑦ アスベストアナライザーが昨年12月製造・販売の中止が発表された。アナライザーに変わる対応策を教えてください。あと労災該当ではないが給付金の対象になる症状の人への周知方法について労働局として独自に検討しているのか？

回答 アナライザーについて、メンテナンスはあと数年有効と説明を受けている。その期間に代替案を検討したい。給付金該当者への周知についても検討していきたい。

以上



日本赤十字社は誠意ある対応を示せ

# 東京本社・釧路赤十字病院前で宣伝行動

前号でもお伝えしましたが、3月12日第10回期日を迎える村山民事裁判に向け、日本赤十字社本社、釧路赤十字病院に対する宣伝行動・スタンディング行動が続けられています。

2月10日には、東京の赤十字社前宣伝行動が行われ、ご家族のほか、支援する会、日本医労連、郵政過労死家族の会などから14人が参加、「日赤は安全配慮義務違反を認め謝罪を」と呼びかけました。

また釧路市内では、毎週火曜日の早朝、裁判支援を求めるとスタンディングを継続して、来院する患者さんや、通勤



2月10日の日赤本社前宣伝行動



2月24日の釧路日赤病院前スタンディング

途中のドライバーに向けてアピールしています。

3月12日の裁判では、裁判所が出す和解案について議論が行われますが、前回同様に日赤側が不誠実な対応をした場合は、本社への宣伝行動、要請のハガキなどの行動は継続されることとなります。

皆さんの引き続きの支援を  
お願い致します。



# 「総合医療」先進国キューバ渡航記2

理事長 医師 細川誉至雄

正月早々（1月3日）に米国がベネズエラへ侵略、マドゥロウ大統領を拘束し米国へ連行したのは驚きです。世界一の石油埋蔵量を誇るベネズエラの石油権益を手に入れるため、マドゥロウ大統領を「麻薬密売の張本人」と決めつけ軍事介入するなど狂気の沙汰です。

さらに1月24日にはトランプ大統領がキューバへの石油輸入を阻止するためキューバの「海上封鎖」を命じ、キューバに原油を供給する国に追加関税を課す大統領令に署名しました。地図で見るとカリブ海を挟んでメキシコ、キューバ、ベネズエラは距離で札幌―東京くらいの隣国であり経済でも強く結びついています。キューバが石油の輸入をメキシコとベネズエラに依存しているため、また友好国のメキシコが石油輸出を止めたため昨年12月訪問後よりさらに生活や経済に大きな打撃となっているでしょう。

しかし、キューバは歴史的に大国の「力が正義」の中で何度もあるような状況を乗り

越えてきています。

キューバを7年ぶりに訪問し、交流の中で改めてキューバ人の忍耐力というか精神的タフさを感じました。

2015年オバマ大統領が「テロ支援国家」指定解除を行い、米国と国交が回復してから経済が大きく上向いた経験もあります。

私がキューバの医療を紹介する上で協調したい点はキューバは革命（1959年）後、憲法50条で「すべての国民は健康である事、診療を受ける権利、保護を受けることの権利を有する。国家はこれを保障



する」とし、国民に一貫して教育と医療を無償で提供している点です。識字率は98%前後と高く、授業料は大学卒業まで無料、医療も無料医療を続けています。従って病院を受診、検査や手術をしてもお金はかからず保険証もありません。医師数も人口比で世界一です。訪問内容を紹介しながら世界が学ぶキューバ医療に触れていきます。

1日目の午前は科学技術環境省でキューバ科学技術交流委員会とうちあわせを行いました（写真は正面玄関で）。停電のためキューバ医療の紹介は省略して保健省（MINSAP）を訪問、医薬品と寄付金を贈呈しました（写真）。

午後はカリスト・ガルシア病院訪問。スペイン支配時代に建設された病院で来年開院230年を迎えるとの事。歴史と伝統のある病院です。これまで私たちが2016年、2018年と医療講演会を実施した病院でもあります。



今回脳神経外科病棟を案内（廊下で集合写真）してもらいます。

いい、手術室では看護師さんとツーションョットで写真を撮らせてもらいました。

手術台や手術器具、麻酔器機なども壊れたら直しながら使っています。やはり経済的に医療機器のインフラ整備が追いつかず、お金さえあればもつといういろいろできるのこの歯がゆい思いが伝わってきます。次回ががんセンターや産婦人科専門病院訪問について紹介します。

## 団交拒否の不当労働行為で労組が法人を提訴

医療法人北武会美しが丘病院の看護師らが未払い賃金などを巡って法人に団体交渉を求めている問題で、労働組合は24日、違法な団体交渉拒否による損害賠償として法人に計220万円の支払いを求め、訴訟を札幌地裁に起こした。（2月25日「道新」より）

原告は看護師ら17人が所属する札幌地域労組美しが丘病院支部など。同支部は22年から団体交渉を要求してきたが、23年6月の第3回団体交渉を最後に法人が一方的に交渉を打ち切った。北海道労働委員会は25年4月、法人に対し「正当な理由がない限り団体交渉には応じなければならぬ」とする勧告を出したが、その後も法人は応じていない。

雇用者側が労働組合による団体交渉の要求に、正当な理由なく応じないことは、労働組合法で禁じられている労働組合の団結権を侵害する不当労働行為に当たります。

労働組合に対し不誠実な態度を取り続けている同法人に對しては、「働く人達を大切にしなさい病院・施設」との社会的評価の低下を免れ得ないのではないのでしょうか。

# 介護夜勤 8割16時間超 1人体制は6割 医労連調査

日本医労連は13日、厚生労働省で2025年介護施設夜勤実態調査結果を発表しました。

職員の健康や利用者の安全に損害を与えるリスクが高まる16時間以上の長時間夜勤が全体の79・7%を占める深刻な実態が明らかになりました。

調査は13回目。昨年6月に131施設195職場3682人が回答しました。

介護施設の夜勤は夜間帯に勤務交代がある3交代制(8時間)と交代がない2交代制(16時間前後)があり、2交代の施設は91・1%で、そのうち87・5%が16時間以上でした。2交代の65・3%が1人体制。グループホーム(55職場)や小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(28職場)はすべて1人体制でした。

夜勤には法的な上限規制がありません。看護師には人材確保や離職防止対策指針として「月8日(2交代は4回)以内」の努力義務があります。2交代夜勤の介護施設で、この指針を超えるのは46・5%でした。

2交代夜勤の手当の平均額は5973円で看護師の夜勤手当

の半額程度。仮眠室は27・2%が無いと回答しました。

佐々木悦子委員長は「介護が必要な人口が増える中で介護職員は2023年から減少傾向だ。要因は全産業平均より8万円以上低い賃金や長時間の1人夜勤など過酷な働き方にある。働き続けられる賃金・労働条件にする必要がある」と強調。厚労省に処遇改善のための介護報酬大幅引き上げや長時間夜勤の規制を求めているとしています。

(2月14日付「赤旗」より)

## いの健全国センター 制度・政策要求

### 2025を決定 第28会総会で制定

いの健全国センターは昨年12月12日の第28回総会で、この1年間協議を進めてきた「政策・制度要求2025」を確定しました。

内容の柱は10年前に制度・政策要求を制定した以降の情勢変化といの健の役割を示した「はじめに」と以下の9項目です。

①長時間・過密労働の根絶、労働時間の短縮と安定した良質な雇用確保で、過労死をなくし、ディーセント・ワークを実現する事、②あらゆるハラスメントと差別をなくし、ジェンダー平等を進めること、③メンタルへ

ルスに関する総合的な対策を行う事、④実効性のある労働安全衛生体制を確立すること、⑤労働災害、公務災害の労災補償制度を改善すること、⑥職業病の予防と完全な補償を行う事、⑦労災などの認定基準を改善する事、⑧新興・再興感染症、重大災害発生時の労働者等の安全・健康確保を図る事、⑨学校教育にワークルールをカリキュラムとして位置付ける事です、

今回の内容の基調には、いの健全国センターの目指す働き方・社会と、貧困、格差が拡大し、

長時間過密労働やメンタルヘルス不全が蔓延している背景には「男性稼ぎ主モデル」の日本型雇用などジェンダーに基づく偏見や差別、正規・非正規雇用間での格差、障害の有無など様々な格差を温存する社会構造があり、個人の自立を支え、誰もが仕事と家族的責任の両立が図られる社会にするためには、ジェンダー平等を実現し、すべての人にディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を保障することが不可欠であるとしています。

あらゆる労災・職業病の予防・根絶、「ハラスメント・差別の禁止、過労死の根絶、健康障害と災害・疾病の防止、安全衛生の確保と完全な補償などを実現

し、ジェンダー平等で、人権が尊重され、安心して働ける職場・社会をめざして、

新たな制度・政策要求が策定されました。

今後の健ニユース紙面の中でも、「制度・政策要求」の章建てに沿って解説をしていきたいと思います。

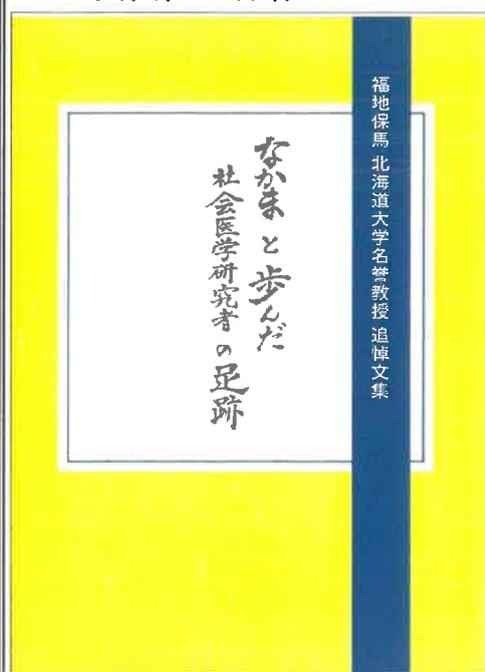
(「社会医学研究センター」発行より一部転載)

### 3月以降の予定

- 3/ 5 いの健事務局会議
- 10 過労死防止センター幹事会
- 12 村山裁判第10回期日
- 13 釧路日赤病院前宣伝
- 19 いの健理事会  
日赤本社前宣伝行動
- 4/17 過労死家族の会幹事会
- 23 アスベスト相談会実行委員会
- 5/ 1 第97回メーデー



## 福地保馬先生(前いの健理事長) の追悼集が刊行されました



2025年2月に逝去された、いの健北海道センター・いの健全国センター前理事長の福地保馬先生の追悼集が、「追悼文集発行呼びかけ人」の尽力により、この度、刊行されました。追悼集では、2016年の講演資料のほか、ゆかりのある人たちからの追悼の寄稿文等で構成されています。

※「追悼集」は非売品となっておりますが、詳細に就いてはいの健北海道センター宛てに、ご連絡下さい。